

基労補発 0311 第 1 号  
平成 23 年 3 月 11 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
補償課長

労災診療費等の審査点検事務取扱手引（案）について

労災診療費等審査点検業務の国集約化に伴う事務処理については、先の全国労災補償課長会議において、事務処理手引として取りまとめ次第、各労働局に意見聴取を行うこととしていたが、今般、下記の事務取扱手引（案）を別添のとおり作成したので、これらに対する意見・要望等がある場合は、別紙様式にて、平成 23 年 3 月 31 日（木）までに提出すること。

なお、下記の事務取扱手引（案）については、労働基準行政システムの掲示板に掲載する。

記

- 1 労災診療費審査点検等事務取扱手引
- 2 労災薬剤費審査点検等事務取扱手引
- 3 アフターケア委託費審査点検等事務取扱手引
- 4 二次健康診断等費用審査点検等事務取扱手引
- 5 労災訪問看護費用審査点検等事務取扱手引

(別紙)

労災診療費審査点検等事務取扱手引(案)に係る意見・要望

労働局名 \_\_\_\_\_

【手引の種類】	【該当頁】 頁
【意見・要望】(具体的に)	
【理由】(具体的に)	

(注) 意見・要望1件につき1枚とし、下記あてメールで提出願います。

「手引の種類」欄には、診療費、薬剤費、アフターケア、二次健診、訪問看護のいずれかを記入してください。

【提出先】

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課医事係

担当：氏家、秋葉

メール：ujiie-hisashi@mhlw.go.jp、akiba-daisuke@mhlw.go.jp